**くらしの情報**

**今月の取り組み**

■障害者雇用支援月間（9月1日（金曜日)～30日（土曜日））

■下水道の日（9月10日（日曜日））

■不法投棄防止強化月間（9月1日（金曜日）～30日（土曜日））

■秋の交通安全県民総ぐるみ運動（9月21日（木曜日）～30日（土曜日））

　交通事故死ゼロを目指す日（9月30日（土曜日））

**マイナポイントの申し込みは９月末までです**

まだ申請していない人は、期限までに申請を済ませ、マイナポイントを受け取りましょう。

　市では、専用端末を設置していますので、活用ください。窓口の混雑が予想されるので、専用端末を利用する場合は、早めに申し込みをしてください。

対象　令和5年2月末までにマイナンバーカードを申請した人

専用端末設置場所　市役所本庁舎1階、各総合支所市民福祉課

持ち物　①マイナンバーカード②マイナンバーカード交付時に設定した4桁の暗証番号③キャッシュレス決済サービス④登録する口座情報が分かるもの

問い合わせ デジタル戦略課情報政策担当　電話 23-5091

**マイナンバーカードの申請サポートを行っています**

　市内郵便局でマイナンバーカードの申請サポートを行っています。

期間　令和6年3月29日（金曜日）まで

場所　市内9郵便局（古川、松山、三本木、鹿島台、岩出山、池月、鳴子、鬼首、田尻）

対象　初めてマイナンバーカードを申請する人で、交付されるまで転出予定がない市民

交付方法　申請から2カ月後、市民課または各総合支所市民福祉課で受け取り

問い合わせ 市民課住民異動担当　電話 23-6079

**コンビニ交付サービスを停止します**

　サーバーのメンテナンス作業により、コンビニ交付サービスを停止するため、住民票などの交付が利用できません。

日時　9月13日（水曜日）　終日

問い合わせ 市民課証明担当　電話 23-6079

**陸羽東線利活用の啓発ロゴマークを使いませんか**

　陸羽東線の利活用啓発のため、イベントなどのチラシ・ポスターに掲載するロゴマークの使用申請を受け付けています。詳しくは、市ウェブサイトを確認してください。

※営利を目的とした利用はできません。

申請方法　まちづくり推進課で配布、または市ウェブサイトからダウンロードした使用承認申請書に必要事項を記入し、まちづくり推進課に持参、郵送（989-6188 大崎市古川七日町1-1）、またはＥメール（machi@city.osaki.miyagi.jp）のいずれかで提出

問い合わせ まちづくり推進課陸羽東線利活用推進室　電話 23-5069

**不法投棄は重大な犯罪です**

　生活環境の破壊につながる不法投棄が後を絶ちません。

　不法投棄は法律で禁止されています。

豊かな環境を次世代につなぐため、不法投棄は「しない」「させない」「ゆるさない」を合言葉に、不法投棄の防止に取り組みましょう。

問い合わせ 環境保全課生活環境担当　電話 23-6074

**敬老会の開催**

　長年にわたり社会に貢献してきた高齢者を敬い、長寿を祝う敬老会が各地域で開催されます。対象の人には、各行政区などから開催案内が送付されます。

　地域の皆さんで、長寿と健康を祝いましょう。

問い合わせ 高齢障がい福祉課高齢福祉担当 電話 23-6085

　　　 各総合支所市民福祉課地域福祉担当

**カラス・カルガモを捕獲（駆除）します**

　農作物への被害を防ぐため、カラスやカルガモを銃器で捕獲します。

期日　鳴子温泉地域：9月7日（木曜日）・8日（金曜日）、古川・松山・三本木・鹿島台・岩出山・田尻地域：9月9日（土曜日）・10日（日曜日）

時間　日の出から日没まで

場所　市街地、特定猟具使用禁止区域（銃）・鳥獣保護特別保護地区を除く市内全域

問い合わせ 農村環境整備課林政担当　電話 23-2318

各総合支所地域振興課農林商工担当

**配偶者などからの暴力（DV）相談**

　専門相談員が電話相談、個別の面接相談を行っています。秘密は守られますので、気軽に相談してください。

日時　月曜～金曜日　9時～17時

場所　わいわいキッズ大崎

問い合わせ 子育て支援課子ども家庭相談担当 電話23-6048

**空き家相談会を開催します**

　市内に空き家を所有している人や将来空き家になる可能性のある建物の所有者を対象に、相談会を開催します。

日時　9月23日（土曜日）（祝日）　9時30分～11時30分

場所　ふるさとプラザ2階　大崎市市民活動サポートセンター内（古川駅前大通1-5-18）

定員　先着5組程度

申込　9月11日（月曜日）までに電話、または市ウェブサイトからダウンロードした申込書に必要事項を記入し、ファクス、Eメール（kankyo@city.osaki.miyagi.jp）のいずれかで申し込み

問い合わせ 環境保全課空き家対策担当 電話 23-6074 ファクス23-2427

**移住する若者世帯のための空き家を登録しませんか**

空き家を賃貸可能物件として空家バンクへ登録した所有者へ助成金を交付します。また、登録した空家を賃貸する場合、家賃や改修費用の助成制度があります。

詳しくは、問い合わせください。

問い合わせ 建築住宅課住宅担当 電話 23-2108

**移住のための住宅購入やリフォームを支援します**

　申請の前に手続きの進め方、補助の内容・要件などについて、必ず問い合わせください。

※予算に達した時点で受け付けを終了します。

■住宅新築・購入

　市内に移住する若者世帯に、住宅の新築・購入費用を支援します。

補助金額　限度額190万円

**■購入する住宅のリフォーム**

　市内に移住する若者世帯が住宅を購入した場合に実施する住宅リフォーム工事を支援します。

※工事着手後は申請できません。

補助金額　限度額90万円

**■三世代が居住するためのリフォーム**

　市内に移住する若者世帯を迎え入れ、新たに三世代（親・子・孫）が居住するための住宅リフォーム工事を支援します。

※工事着手後は申請できません。

補助金額　限度額125万円

問い合わせ 建築住宅課住宅担当 電話 23-2108

**救急医療を守りましょう**

　大崎市民病院救命救急センターを利用する人のうち、約6割が軽症患者です。

　救急医療を本当に必要とする人が、すぐに治療を受けられるよう、軽症の人は、かかりつけ医や休日当番医、大崎市夜間急患センターを受診するなど、救急医療の適正受診に心がけましょう。

※休日当番医や夜間相談窓口の情報は27ページに掲載しています。

問い合わせ 健康推進課保健・地域医療担当　電話 23-2215

**おおさき地域材需要拡大支援事業を実施しています**

　主要構造部材に市産材や優良みやぎ材を一定以上使用する住宅の建て主に費用の一部を助成しています。

　詳しくは、市ウェブサイトで確認するか問い合わせください。

対象　次の全てを満たす人①市内に自ら居住するために木造住宅を新築する人②市税の滞納がない人③住宅の建設現場を、見学会などの市産材PRの場に提供し、市産材住宅モニターとしてアンケートに協力できる人④建築基準法の建築確認済証の交付を受けている人

補助金額の上限額　①市内に居住する人：50万円②市内に新たに転入する人：75万円

募集戸数　先着20戸程度

申込期限　令和6年3月29日（金曜日）まで（予算に達した時点で終了）

問い合わせ 農村環境整備課林政担当　電話 23-2318

**市内の事業者グループで商品券などの発行事業を行います**

　大崎市地域商品券等発行支援事業補助金を活用しています。買い物などで利用してみませんか。

　詳しくは、市ウェブサイトで確認するか問い合わせください。

採択事業　①あい5割増し商品券販売事業②クリーニング組合クーポン事業③田尻駅前にぎわい商店街販路拡大キャンペーン

問い合わせ 産業商工課商業振興担当　電話 23-7091